



議案第九十八号

職員等の旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり職員等の旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十七年九月二十二日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年九月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

車賃 （一キロメートルにつき）	九円
	八円

を

車賃 （一キロメートルにつき）	一一円
	一一円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、昭和四十七年十月一日から施行する。
- 2 改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。